

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日がと日には、その休日)

## 目次

### ◇告示 土地収用法による事業の認定(管理課)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)

定例教育委員会の招集(総務課)

### ◇公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

### ◇調達公告 公募型指名競争入札の実施(六件)(管理課)

#### 二 事業の種類

老人保健施設すこやか(仮称)建設工事

#### 三 起業地

1 収用の部分 八頭郡郡家町大字宮谷字上野ベリ及び字下山根地内  
2 使用の部分 なし

#### 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

八頭郡郡家町大字郡家四九三  
郡家町役場

#### 鳥取県告示第八百七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十二月十六日

鳥取県知事 西尾邑 次

#### 一 施行者の名称

鳥取市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・三・三号西品治田園線

#### 三 事業施行期間

変更なし

#### 四 事業地

##### 1 収用の部分

変更する部分 鳥取市西品治地内  
削除する部分 鳥取市古市地内

##### 2 使用の部分 なし

一起業者の名称  
社会福祉法人やす

鳥取県知事 西尾邑 次

平成9年12月16日 火曜日

## 鳥取県公報

## 教育委員会告示

**鳥取県教育委員会告示第114号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成九年十一月十六日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 雄

- 一 日時 平成九年十一月十八日（木）午後1時  
 二 場所 鳥取市東町一丁目171 鳥取県庁教育委員会教育委員室  
 三 議題

- 1 市町村教育委員会教育長の承認について  
 2 その他

## 公安委員会告示

**鳥取県公安委員会告示第八十一号**

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十三年法律第二百一十一号）第一十条第三項の技術上の規格に適合して認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成九年十一月十六日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 勲

申 請 者	氏 名 又 は 名 称	株式会社三洋物産			
申 請 者	住 所	名古屋市千種区今池三丁目9-21			
申 請 者	法人にあってはその代表者の氏名	金沢 要求			
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号	有 效 期 間
ぱちんこ 遊 技 機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第六条第一号イ該当機	CRミリオナス ロット6C	株式会社 三洋物産	700293	平成9年12月16日から3年間
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	株式会社三共			
申 請 者	住 所	桐生市境野町六丁目460			
申 請 者	法人にあってはその代表者の氏名	毒島 秀行			
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号	有 效 期 間
ぱちんこ 遊 技 機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第六条第一号イ該当機	CRファーバー 花札RX	株式会社 三共	700341	平成9年12月16日から3年間

申 請 者	氏 名 又 は 名 称	株式会社マーンー販売				
申 請 者	住 所	宜野湾市大謝名71				
申 請 者	法人にあってはその代表者の氏名	別所 直鋼				
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号	有 效 期 間	
回 脊 式 遊 技 機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 2号該当機	サンダーV	株式会社 メージー販売	740295	平成9年12月16 日から3年間	
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	サミー株式会社				
申 請 者	住 所	東京都豊島区東池袋二丁目23-2				

申 請 者	氏 名 又 は 名 称	高砂電器産業株式会社				
申 請 者	住 所	大阪市鶴見区今津北四丁目9-10				
申 請 者	法人にあってはその代表者の氏名	濱野 準一				
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号	有 效 期 間	
回 脊 式 遊 技 機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 2号該当機	ジャブジャブダ イサクセン2	高砂電器産業 株式会社	740225	平成9年12月16 日から3年間	

## 調達公告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成9年12月16日

鳥取県知事 西 尾 昂 次

遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号	有 效 期 間
回 脊 式 遊 技 機	遊技機の認定及び 型式の検定等に關 する規則第6条第 2号該当機	ウルトラマン	サミー 株式会社	740250	平成9年12月16 日から3年間

## 1 工事の概要

(1) 工事名 鳥取県産業技術センター新築工事(企画・管理棟他建築)

(2) 工事場所 鳥取市若葉台南七丁目

(3) 工事内容

ア 本件工事は、鳥取県の新産業育成のための技術開発の中核拠点施設となる鳥取

県産業技術センター（仮称）において、企画、管理及び研究並びにそれらの評価を行ふ各施設の建築をするものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の実験棟他建築工事、機械設備工事、電気設備工事、昇降機設備工事等と協調を図り実施する必要がある。

#### (4) 工事の詳細

##### ア 構造等

(ア) 企画・管理棟 鉄筋コンクリート造 地上3階建

(イ) 研究棟 鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階建ペントハウス付

(ウ) エントランスホール棟 鉄筋コンクリート造 地上1階建

(エ) その他 回廊、付属棟等

##### イ 面積 建築面積 約2,214m<sup>2</sup>

延べ床面積 約6,126m<sup>2</sup>

#### (5) 工期 平成10年3月から平成11年11月30日まで

2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

##### (1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。

イ 共同企業体は、県内に本店を有する者3名による自主結成とする。

ウ 各構成員の出資比率は、25パーセント以上とする。

エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

オ 共同企業体の構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。

##### (2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（建築一式工事）の許可を受けていること。

ウ 鳥取県の平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係るものとすること。

エ 平成9年12月16日（火）から平成10年2月6日（金）までの間のいずれの日ににおいても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

##### (3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成7年10月1日から平成8年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における建築一式工事の総合評点が960点以上であること。

イ 昭和62年度以降に、工事が完成し引き渡しが完了している鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で延べ床面積が1,500平方メートル以上の建築工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上ものに限る。

ウ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

（ア）昭和62年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。

（イ）建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

（ウ）建築士法（昭和25年法律第202号）第4条の規定による一級建築士の資格を有する者又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建築施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

##### (4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

建築士法第4条の規定による一級建築士若しくは二級建築士の資格を有する者又は建設業法施行令第27条の3に規定する建築施工管理の検定の合格証明書の交付を受けている者を本件工事に専任で配置できること。	
3 技術資料等の作成及び提出	
(1) 技術資料作成要領の交付	
技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。	
ア 交付期間及び時間	
平成9年12月16日（火）から平成10年1月6日（火）までの日（日曜日、土曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成9年12月29日から同月31日まで及び平成10年1月2日を除く。）の午前9時から午後4時まで	
イ 交付場所	
鳥取市東町一丁目220	
鳥取県木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）	
(2) 技術資料等の提出	
本件入札に参加を希望する共同企業体は、次により技術資料等を提出するものとする。	
ア 提出期間及び時間	
(1)のアと同じ。	
イ 提出場所	
鳥取市東町一丁目220	
鳥取県庁第1会議室（本庁舎地下1階）	
ウ 提出方法	
持参すること。	
(3) 技術資料等の審査	
提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。	

4 その他
(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。
(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があつても指名されるとは限らない。
(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。
(4) 工事内容に関する説明会は行わない。
(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
1 工事の概要
(1) 工事名 鳥取県産業技術センター新築工事（実験棟他建築）
(2) 工事場所 鳥取市若菜台南七丁目
(3) 工事内容
ア 本件工事は、鳥取県の新産業育成のための技術開発の中核拠点施設となる鳥取県産業技術センター（仮称）において、実験及びその評価を行う各施設の建築をするものである。
イ 本件工事は、別途発注予定の企画・管理棟他建築工事、機械設備工事、電気設備工事、昇降機設備工事等と協調を図り実施する必要がある。
(4) 工事の詳細
ア 構造等

平成9年12月16日 火曜日

鳥取県公署

(ア) 実験棟1 鉄骨造 地上2階建

(イ) 実験棟2 鉄骨造 地上1階建

(ウ) その他 付属棟等

イ 面積 建築面積 約1,922m<sup>2</sup>延べ床面積 約2,396m<sup>2</sup>

(5) 工期 平成10年3月から平成11年11月30日まで

2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出ができる者  
 技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。

イ 共同企業体は、県内に本店を有する者2名による自主結成とする。

ウ 各構成員の出資比率は、40パーセント以上とする。

エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

オ 共同企業体の構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。

(3) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（建築一式工事）の許可を受けていること。

ウ 鳥取県の平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係るものとすること。

エ 平成9年12月16日（火）から平成10年2月6日（金）までの間のいずれの日ににおいても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止

措置を受けていないこと。

オ 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成7年10月1日から平成8年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における建築一式工事の総合評点が900点以上であること。

イ 昭和62年度以降に工事が完成し引き渡しが完了している鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延べ床面積が1,500平方メートル以上の建築工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ウ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

(ア) 昭和62年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。

(イ) 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する管理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(ウ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条の規定による一級建築士の資格を有する者又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建築施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者の資格

建築士法第4条の規定による一級建築士若しくは二級建築士の資格を有する者又は建設業法施行令第27条の3に規定する建築施工管理の検定の合格証明書の交付を受けている者を本件工事に専任で配置できること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成9年12月16日

報 公 県 取 鳥

平成9年12月16日（火）から平成10年1月6日（火）までの日（日曜日、土曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成9年12月29日から同月31日まで及び平成10年1月2日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する共同企業体は、次により技術資料等を提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1) のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁第1会議室（本庁舎地下1階）

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があつても指名されることは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成9年12月16日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

(1) 工事名 鳥取県産業技術センター新築工事（企画・管理棟他機械設備）

(2) 工事場所 鳥取市若葉台南七丁目

(3) 工事内容

ア 本件工事は、鳥取県の新産業育成のための技術開発の中核拠点施設となる鳥取県産業技術センター（仮称）において、企画、管理及び研究並びにそれらの評価を行う各施設の機械設備工事を行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の建築工事、電気設備工事、昇降機設備工事等と協調を図り実施する必要がある。

(4) 機械設備の概要

空気調和設備 中央式（吸収式冷温水発生機・空調機及びファンコイル）

個別式（空冷ヒートポンプエアコン：研究室等）

空調区分（一般系統、24時間系統、恒温恒湿系統）

換気設備 第1種換気（研究室等）、第3種換気（便所、倉庫等）

自動制御設備 電気式、電子式制御

衛生器具設備 節水型大小便器他

給排水設備 上水道（市水道）、下水道（公共下水）、雨水（側溝）

給湯設備 局所方式（ガス瞬間湯沸器）

	<p>消火設備 屋内消火栓、不燃性ガス消化設備 ガス設備 液化石油ガス（地区集中方式） その他の実験用設備（蒸気設備、装置用冷却水設備）</p> <p>(5) 工期 平成10年3月から平成11年11月30日まで</p>
2	<p>技術資料及び入札参加資格確認書類の提出ができる者</p> <p>技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 共同企業体に関する条件</p> <p>ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。</p> <p>イ 共同企業体は、県内に本店を有する者2名による自主結成とする。</p> <p>ウ 各構成員の出資比率は、40パーセント以上とする。</p> <p>エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。</p> <p>オ 共同企業体の構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。</p>
(2)	<p>共同企業体の構成員共通の資格</p> <p>ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 鳥取県の平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、管工事のA級に係るものを作すること。</p> <p>ウ 平成9年12月16日（火）から平成10年2月6日（金）までの間のいずれの日ににおいても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>エ 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。</p>
(3)	<p>共同企業体の代表者の資格</p> <p>ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 鳥取県の平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、管工事のA級に係るものを作すること。</p> <p>ウ 平成9年12月16日（火）から平成10年2月6日（金）までの間のいずれの日ににおいても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>エ 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。</p>
3	<p>技術資料等の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 交付期間及び時間</p> <p>平成9年12月16日（火）から平成10年1月6日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日にかかる法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成9年12月29日から同月31日まで及び平成10年1月2日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p>

平成9年12月16日 火曜日

## 鳥取県公取部

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

## (2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する共同企業体は、次により技術資料等を提出するものとする。

## ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

## イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁第1会議室（本庁舎地下1階）

## ウ 提出方法

持参すること。

## (3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札  
参加者を指名するものとする。

## 4 その他

## (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号

0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出  
があつても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しな  
い。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成9年12月16日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 1 工事の概要

## (1) 工事名 鳥取県産業技術センター新築工事（企画・管理棟他電気設備）

## (2) 工事場所 鳥取市若葉台南七丁目

## (3) 工事内容

ア 本件工事は、鳥取県の新産業育成のための技術開発の中核拠点施設となる鳥取  
県産業技術センター（仮称）において、企画、管理及び研究並びにそれらの評価  
を行ふ各施設の電気設備工事を行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の建築工事、機械設備工事、昇降機設備工事等と協  
調を図り実施する必要がある。

## (4) 電気設備の概要

電灯設備 一般電灯設備、コンセント設備、非常用照明設備

動力設備 一般・非常用動力設備、実験用動力設備

受変電設備 屋内キュービクル式（3相3線式6.6KV・設備容量2,350KV

A)

自家発電設備 ディーゼル機関・3相3線式210V、150KVA

構内配電線路 構内配電・通信線路設備

蓄電池設備 キュービクル式（鉛蓄電池200AH／HR）

中央監視設備 電灯設備、動力設備他

弱電設備 自動電話交換設備、TV共同受信設備、放送・表示設備

防災設備他 自動火災報知設備、防火戸制御設備、避雷設備他

## (5) 工期 平成10年3月から平成11年11月30日まで

## 2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。

イ 共同企業体は、県内に本店を有する者2名による自主結成とする。

ウ 各構成員の出資比率は、40パーセント以上とする。

エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

オ 共同企業体の構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 鳥取県の平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、電気工事のA級に係るものを作成すること。

ウ 平成9年12月16日（火）から平成10年2月6日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成7年10月1日から平成8年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における電気工事の総合評点が385点以上であること。

イ 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業（電気工事）の許可を受けていること。

ウ 昭和62年度以降に、工事が完成し引き渡しが完了している鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ床面積が300平方メートル以上の電気工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。

ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

（ア）昭和62年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。

（イ）電気工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

（ウ）建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する電気工事施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

建設業法施行令第27条の3に規定する電気工事施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者を、本件工事に専任で配置できること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成9年12月16日（火）から平成10年1月6日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成9年12月29日から同月31日まで及び平成10年1月2日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所  
鳥取市東町一丁目220  
鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する共同企業体は、次により技術資料等を提出するものと

する。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁第1会議室（本庁舎地下1階）

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があつても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

(4) 工事の詳細

ア 構造等

(ア) 管理・訓練棟 鉄筋コンクリート造 地上2階建

(イ) 重度棟 鉄金コンクリート造 地上1階建

(ウ) 食堂・厨房棟 鉄筋コンクリート造 地下1階地上1階建

(エ) 体育館棟 鉄骨造 地上1階建

(オ) その他 プール、付属棟 約3, 676m<sup>2</sup>

イ 面積 建築面積 約4, 217m<sup>2</sup>

(5) 工期 平成10年3月から平成11年10月31日まで

2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出ができる者技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。

イ 共同企業体は、県内に本店を有する者2名による自主結成とする。

ウ 各構成員の出資比率は、40パーセント以上とする。

エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成9年12月16日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

同じ場合はどちらでもよいものとする。

オ 共同企業体の構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となること  
ができない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないもの  
であること。

イ 建築業法（昭和24年法律第100第）第3条第6項に規定する特定建設業（建築  
一式工事）の許可を受けていること。

ウ 鳥取県の平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事のA  
級に係るものと有すること。

エ 平成9年12月16日（火）から平成10年2月6日（金）までの間のいずれの日に  
においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止  
措置を受けていないこと。

オ 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面にお  
いて関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成7年10  
月1日から平成8年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における建築  
一式工事の総合評点が900点以上であること。

イ 昭和62年度以降に、工事が完成し引き渡しが完了している鉄骨・鉄筋コンクリー  
ト造又は鉄筋コンクリート造で延べ床面積が1,500平方メートル以上の建築工事  
(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、  
共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以  
上のものに限る。

ウ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

(ア) 昭和62年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。

(イ) 建築一式工事について、建築業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資

格者証の交付を受けている者であること。

(イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条の規定による一級建築士の資格を  
有する者又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する  
建築施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

建築士法第4条の規定による一級建築士若しくは二級建築士の資格を有する者又  
は建設業法施行令第27条の3に規定する建築施工管理の検定の合格証明書の交付を  
受けている者を本件工事に専任で配置できること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

ア 技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間  
平成9年12月16日（火）から平成10年1月5日（月）までの日（日曜日、土曜  
日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平  
成9年12月29日から同月31日まで及び平成10年1月2日を除く。）の午前9から  
午後4時まで

イ 交付場所  
鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する共同企業体は、次により技術資料等を提出するものと  
する。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所  
鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁第1会議室（本庁舎地下1階）

	<p>ウ 提出方法 持参すること。</p> <p>(3) 技術資料等の審査 提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札 参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号 0857-26-7347）とする。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提 出があつても指名されるとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料等その他の提出された資料は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しな い。</p>
	<p>調査を図り実施する必要がある。</p> <p>(4) 機械設備の概要</p> <p>空気調和設備 中央式（吸収式冷温水発生機・ファンコイルユニット） 個別式（空冷ヒートポンプエアコン：事務室等）</p> <p>換気設備 第1種換気（厨房）、第3種換気（居室、便所等）</p> <p>動制御設備 電気式、電子式制御</p> <p>衛生器具設備 節水型大小便器、厨房設備</p> <p>給排水設備 上水道（加圧給水）、下水道（分流方式）、雨水（側溝）</p> <p>消防設備 スプリンクラー、補助散水栓（一部）</p> <p>ガス設備 液化石油ガス（LPG）</p>
2	<p>工期 平成10年3月から平成11年10月31日まで</p> <p>技術資料及び入札参加資格確認書類の提出ができる者 技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる 者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p>
1	<p>(1) 共同企業体に関する条件</p> <p>ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による 共同施工とする。</p> <p>イ 共同企業体は、県内に本店を有する者2名による自主結成とする。</p> <p>ウ 各構成員の出資比率は、40パーセント以上とする。</p> <p>エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が 同じ場合はどちらでもよいものとする。</p> <p>オ 共同企業体の構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となること ができない。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員共通の資格</p> <p>ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないも のであること。</p> <p>イ 鳥取県の平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、管工事のA級に係</p>

るものと有すること。

ウ 平成9年12月16日（火）から平成10年2月6日（金）までの間のいざれの日に

おいても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

### （3）共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査

（審査基準日が平成7年10月1日から平成8年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における管工事の総合評点が840点以上であること。

イ 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業（管工事）の許可を受けていること。

ウ 昭和62年度以降に、工事が完成し引き渡しが完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ床面積が300平方メートル以上の管工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

エ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

（ア）昭和62年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。  
（イ）管工事について、建築業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

（ウ）建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する管工事施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

### （4）共同企業体の代表者以外の者の資格

建設業法施行令第27条の3に規定する管工事施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者を、本件工事に専任で配置できること。

### 3 技術資料等の作成及び提出

#### （1）技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間  
平成9年12月16日（火）から平成10年1月5日（月）までの日（日曜日、土曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成9年12月29日から同月31日まで及び平成10年1月2日を除く。）の午前9から午後4時まで

イ 交付場所  
鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

#### （2）技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する共同企業体は、次により技術資料等を提出するものとする。

ア 提出期間及び時間  
（1）のアに同じ。

イ 提出場所  
鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁第1会議室（本庁舎地下1階）

ウ 提出方法  
持参すること。

#### （3）技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

#### 4 その他

（1）関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

（2）技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提

15 平成9年12月16日 火曜日

鳥 取 県 公 報

第6937号

出があつても指名されることは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。  
。